

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0610)

第4回 栃木地方最低賃金審議会

令和6年8月21日 公開

開催日時	令和6年8月21日(水)	10時00分～11時10分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 栃木県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 4 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和6年度第4回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の荻原委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果3名の傍聴申込みがあり、本日1名欠席のため、2名が傍聴することを報告。 報道機関については取材がないことを報告。 それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。</p>

	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本審議会は「原則公開」として開催いたします。</p> <p>傍聴席には、事前にお申込みいただいた傍聴者の方もお見えになっていますが、事務局から配付されております「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ですが、当審議会が８月５日に答申した意見を公示した結果について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>— 異議申出に関する経過及び栃木県労働組合総連合、とちぎコープ労働組合、栃木公務公共一般労働組合、全日本建設交運一般労働組合、JMITU栃木地方本部、栃木県一般労働組合、佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオンの７団体より異議申出書の提出があったことを報告 —</p>
杉田会長	<p>ただ今報告のありましたとおり、当審議会の「栃木県最低賃金の改正決定に関する意見」に対しては、異議申出がなされております。</p> <p>本日は、この異議申出に関して、栃木労働局長より当審議会に対して諮問が行われます。</p> <p>局長お願いします。</p>
局長・会長	<p>— 諮問文手交 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、栃木労働局長より、異議申出に関して諮問を受けました。</p> <p>事務局は諮問文（写）を全ての委員に配付して、確認のため朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>— 諮問文（写）を各委員に配付・朗読 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の諮問を受け、異議申出に関する審議を行うことといたします。</p> <p>まずは、公・労・使それぞれの代表委員において、別室で協議していただき、その後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順で御意見を伺いたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、公・労・使それぞれの代表委員は、それぞれの協議室にて異議申出に関しての協議をお願いします。</p> <p>協議時間は１０分程度といたします。</p>

	<p>なお、各代表委員が別室で協議する場面は「非公開」となりますので、傍聴の方々は、別室での協議が終了するまでの間、この会場でお待ちくださいますよう、御協力をお願いします。</p> <p>では、事務局は、それぞれの代表委員を協議室に案内してください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 公労使それぞれの協議室にて協議 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p>
杉田会長	<p>傍聴者の皆様、お待たせしました。</p> <p>ここからは再度「公開」といたします。</p> <p>では、協議の結果につきまして、それぞれの御意見をお聴きしたいと思います。</p> <p>まず、労働者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
鈴木委員（労）	<p>私から述べさせていただきます。</p> <p>あまり時間がない中でありましたが、異議の申し立ての内容について、全件目を通させていただきました。</p> <p>例年以上に異議の申し立てが出たということは、真摯に受け止めて、最賃に対する注目度・期待感が高いということを証明していると思います。</p> <p>その上で内容を見ますと、審議会の中で私どもが主張してきた「地域格差是正」だったり、「最低生計費」というのも入っていました。審議会の中で、そういったことを議論したうえで、答申がなされたものと考えますので、答申の内容については、このままで良いと思っています。</p>
中島委員	<p>私からも一言よろしいですか。</p> <p>今、鈴木委員から発言をさせていただきましたが、今年の異議の申出の数を見ますと7件という非常に多くの団体から異議申出をいただいた結果となっています。また、傍聴の方もおいでいただいております。関心が大きいのだと思っております。</p> <p>早期の発効に向けて、議論を尽くしてきた結果、我々も賛成の立場で発言をさせていただいたということです。</p> <p>今年の異議申出については、真摯に受け止め、来年につながるように審議会の場で共有をしていきたいと思っています。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、使用者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>

鈴木委員（使）	<p>私から、使用者側で検討した結果について報告させていただきます。</p> <p>今回、異議申出を読ませていただきました。この内容につきましては、専門部会で十分に審議を尽くした結果であるため、「答申どおり」と考えております。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他の委員の皆様よろしいですか。</p>
使用者代表	— 意見なし —
杉田会長	最後に、公益代表委員から御意見をお願いいたします。
藤井委員	<p>公益代表委員で協議しました結果について御報告いたします。</p> <p>今回の異議申出の内容や第2回本審の際に各団体からいただいた様々な御意見につきましては、そうした内容を踏まえて審議を重ねてまいりました。また、第3回専門部会において示した公益見解につきましても、そうしたことも踏まえて総合的に勘案したうえで示した見解です。改めて審議をやり直す必要はないという結論に至りました。</p> <p>以上です。</p>
杉田会長	<p>それぞれの御意見ありがとうございました。</p> <p>ただ今の、公・労・使それぞれの御意見を取りまとめますと、「今回、異議申出された御意見の内容については、これまでの審議において、そういった内容のことも含めて十分に審議を尽くした上で、8月5日の答申に至ったものであるため、その答申どおりとすることが適当」という御意見であったと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	<p>それでは、異議申出の諮問につきましては、「令和6年8月5日付けの答申どおり決定することが適当である」として、答申することといたします。</p> <p>事務局は、異議申出の諮問に対する答申文（案）を作成してください。</p>
事務局	— 答申文（案）作成 —
杉田会長	事務局は、答申文（案）を全ての委員に配付してください。
事務局	— 答申文（案）配付 —
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。

事務局	— 答申文（案）朗読 —
杉田会長	この答申文（案）について、御意見などございますか。 特に、御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定します。 よろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	それでは、答申文（案）のとおり決定します。 お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月21日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の（写）も準備してください。
事務局	— 答申文作成・答申文（写）配付 —
杉田会長	それでは、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。 局長、よろしく願いいたします。
会長・局長	— 答申文手交 —
杉田会長	ただ今、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、栃木労働局長に答申いたしました。 以上をもちまして、当審議会における栃木県最低賃金の改正決定に係る調査審議は終了となります。 また、諮問に伴い設置した栃木県最低賃金専門部会については、同専門部会運営規程第10条に「審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」と規定されておりますので、栃木県最低賃金専門部会は廃止となります。 続きまして、議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。 こちらについては、8月5日に開催された第3回審議会において、改正決定に関する申し出のあった「塗料製造業」、「はん用機械器具等製造業」、「電子部品等製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「計量器等製造業」の5つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、労働局長より諮問を受けましたので、この改正決定の必要性の有無について、その時点での労働者側・使用者側の双方の意見を確認したところ、労働者側・使用者側ともに「必要性あり」との御意見をいただきましたので、8月19日の特別小委員会の開催は不要と判断し、中止といたしました。

	<p>今、この場で改めて確認をさせていただきますが、この5つの特定最低賃金の改正決定について、労働者側・使用者側とも「改正決定することの必要を認める」ということでよろしいでしょうか。</p>
労働者代表	— 異議なし —
使用者代表	— 異議なし —
鈴木委員（使）	<p>今年度の改正の必要性は「有」で結構ですが、一つだけお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>県最低賃金の審議では、地域間格差ということが課題としてあがってきていたと思いますが、各企業では事業所内でも格差が問題になってきているという状況があります。</p> <p>今、企業の中では、働き方改革が進んできており、育児や介護等で休む方のフォローをするために、多能工化を進めるという動きが強まっています。社員一丸となって取り組んでいくという流れがあります。</p> <p>ただし、特定最低賃金があるために、該当する製造工程の方々の中には、検査や梱包・配送といったほかの仕事を避ける傾向があります。</p> <p>例えば、自動車の部品を造っている事業所で、部品の製造に関わる場所であれば特定最低賃金での支払いになりますが、それ以外の梱包などは特定最賃が適用されないということで、特定最賃が適用される製造の仕事がしたいという意見があり、向き不向きに合わせた適材適所な振り分けがなかなかできないという話を聞いております。</p> <p>県最賃と特定最賃の開きが大きくなってくると、事業所内の格差を生み、社員が一つの職種に固執するとか協調性を失うという大きな原因の一つになるということを知っていただきたいと思います。</p> <p>特定最賃の改正額が近年のように地域別最低賃金の改正額と同等に引きあがっていく状況が続くようであれば、今後は改正の必要性について従前以上に慎重に検討していくべきと考えております。</p> <p>以上です。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の御意見につきましては、特定最低賃金を具体的に審議する場において、改めて双方から御意見を伺いながら進めたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、塗料製造業を始めとした5つの産業は「改正決定することを必要と認める」として、栃木労働局長に答申することといたします。</p> <p>事務局は、答申文（案）を作成し、全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 答申文（案）作成の上、配付 —

杉田会長	事務局は、確認のため答申文（案）を朗読してください。
事務局	— 答申文（案）朗読 —
杉田会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。
中島委員	<p>今回は特定最低賃金5業種ということになりました。昨年までは6業種すべてが申出をして、各種商品小売業が取下げを行いました。今年も申出すらもできなくなってしまったという状況です。特定最低賃金の審議が5業種しか行われなないということは、我々にとっては問題であると思っています。地域別最低賃金の上げ幅が今年も50円ということで過去最高になっておりまして、特定最低賃金の議論をする中においても、地域間格差、事業所内格差というものがあり、きちんとした働き方・働かせ方等について審議をしていかないと、本当の意味での特定最賃が見えなくなってしまうという危惧があり意見をさせていただきました。</p> <p>先ほど、使用者側からも多能工のお話がありましたが、多能工はそれぞれの職場の中で、いろいろな仕事ができるようにするということであります。直接現場で働いて物を造っている一つの産業の中でも働き方は、梱包・組立・熱処理・機械加工等まちまちなわけです。3直で働いているところもあれば2直の労働環境で働いているところ、間接業務の日勤だけというところもあります。そういう中にあっても総合力を生かして、その事業者が産業の登録をし、事業所としての働き方をして、人の職場異動、転勤が可能になるわけです。その中では賃金体系をきちんと作って、それに応じて働き方によっての賃金の格差が生まれているのも事実です。</p> <p>ただ最低賃金においては、そういう事業所の中でも、最低限必要なスキルを身に付けていないとそこの事業所では働けませんということがあることを御理解いただきたい。</p> <p>産業の中の特定最低賃金については、誰でもいいということにはならない。だからこそ、特定最低賃金の意義があるということだけは御理解いただきたいと思います。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の御意見に関しましては、今後の特定最低賃金の審議の中で、改めて述べていただくなり、皆さんが心に留めておいていただきたいと思います。</p> <p>この答申文（案）に対する御意見はないということによろしいですか。</p>
各代表委員	— 意見等なし —
杉田会長	それでは、答申文（案）のとおり決定します。

	<p>お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月21日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文の作成をお願いします。また、傍聴者用の（写）も準備してください。</p>
事務局	— 答申文を作成 —
杉田会長	<p>それでは、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、審議した結果を栃木労働局長に答申いたします。</p> <p>局長、お願いいたします。</p>
会長・局長	— 答申文手交 —
杉田会長	<p>続きまして、議題（3）の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>ただ今、5つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認める旨の答申を行いました。</p> <p>これに伴い、栃木労働局長から「塗料製造業、はん用機械器具等製造業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、計量器等製造業」の5つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問があります。</p> <p>それでは局長、お願いいたします。</p>
局長・会長	— 諮問文手交 —
杉田会長	<p>ただ今、局長から5つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。</p> <p>事務局は、諮問文（写）を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 諮問文（写）配付 —
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 諮問文（写）朗読 —
杉田会長	<p>それでは、ただ今の栃木県特定最低賃金の改正決定の諮問により、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、栃木県特定最低賃金専門部会を設置し、ここで審議することといたします。</p> <p>最初に、栃木県特定最低賃金専門部会の設置に伴い、同専門部会の運営規程（案）をお諮りしたいと思います。</p> <p>事務局は、運営規程（案）について、説明をお願いします。</p>
事務局	— 特定最低賃金専門部会運営規程（案）の説明 —

杉田会長	ただ今の運営規程（案）の説明について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
杉田部会長	御意見など無いようでしたら、運営規程は原案どおり決定いたします。 この規程は、本日より施行いたしますので、お手元の運営規程（案）の（案）を削除し、附則の施行期日に令和6年8月21日の日付を記入してください。 続きまして、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。 専門部会の決議については、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」ことを規定しております。 当審議会においては、従前より、専門部会における決議が「全会一致」である場合に限り、これを適用することとしておりますが、いかがでしょうか。
各代表委員	— 例年どおり —
杉田会長	それでは、栃木県特定最低賃金専門部会において、「全会一致」での決議となった場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、これを審議会の決議といたします。 続きまして、特定最低賃金専門部会の委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 推薦手続きについて説明 —
杉田会長	ただ今の説明のとおり、専門部会の推薦手続きについては、期限が9月4日と短期間になりますので御留意ください。 続きまして、関係労使の意見聴取等の手続きについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	— 意見聴取手続について説明 —
杉田会長	現時点でのスケジュールにおいては、次回本審は、各専門部会での結審後となっておりますが、意見書等の提出があった場合には、次回本審を待つことなく、事務局から各専門部会に速やかに共有されるということですのでよろしいですね。
事務局	はい。御意見等が専門部会における審議にも反映できるよう、各専門部会に速やかに共有させていただきます。

杉田会長	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議題（４）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	特に御質問など無いようであれば、事務局から今後の日程等について説明をお願いします。
事務局	— 日程等の説明 —
杉田会長	ただ今の説明について、何か御質問等ありますでしょうか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>御質問等がないようであれば、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。</p> <p>議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議・報告 —
杉田会長	<p>それでは、労働者代表鈴木委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>それでは最後に労働局長より御挨拶があります。</p> <p>局長、よろしくお願いいたします。</p>
局長	<p>先ほど、栃木県最低賃金の改正決定に係る異議申出に関し、「8月5日の答申どおりとする。」旨の答申をいただきましたことにより、今年度における県最賃の改正額が確定し、最低賃金改正の一つ目の大きな山を越えることができたと考えております。委員の皆様には心より御礼申し上げます。</p> <p>今年度の県最賃の改正につきましては、答申いただきました8月5日にプレスリリースした直後から、マスコミ各社から多くの電話取材があり、夜のローカルニュースや翌日の新聞で大きく報じられる等、世間の関心もこれまで以上に高まっていると実感しているところで</p> <p>す。</p> <p>栃木労働局といたしましても、10月1日の改正発効に向けた手続きを進めるとともに、栃木県内で事業を営む雇用主や栃木県内で働く労働者、あるいはそのご家族等、幅広く、かつ、丁寧な周知を図るとともに、その履行確保のための行政指導に努めて参ります。</p>

杉田会長	<p>加えて、答申の付帯決議にもありましたが、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者等に対する各種支援策の周知及び利活用の促進等につきましても、労働局を挙げて取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、本審あるいは専門部会におきまして、丁寧かつ真摯に御審議いただいておりますことに、改め心より感謝申し上げますとともに、これから始まる特定最賃の改正審議につきましても、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第4回栃木地方最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>
------	--